

○向日市教育委員会会議傍聴人規則〈抄〉

昭和31年10月1日

教委規則第3号

第1条 教育委員会の会議を傍聴しようとする者は、別記様式に住所、氏名等所定の事項を記載し、傍聴券の交付を受けるものとする。

2 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り傍聴することができる。

第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴を許さない。

- (1) めいていしていると認められる者
- (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (3) 前各号のほか、教育長において傍聴を不適當と認める者

第3条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること
- (2) 私語、談話又は拍手等を行うこと
- (3) 議事に批評を加え又は賛否を表明すること
- (4) 前各号のほか、会議の妨害となるような挙動を行うこと

第4条 傍聴人は、教育長が傍聴を禁じたとき、又は傍聴人の退場を命じたときは、速かに退場しなければならない。

第5条 教育長は、適宜傍聴人員を制限することができる。

第6条 前各条のほか、傍聴人は、教育長の指示に従わなければならない。